

2009年1月26日  
郵便事業株式会社

## 鉄道コンテナ便の残留事故発生に関する総務省及び国土交通省への報告について

1. 郵便事業株式会社は、平成20年12月15日(月)に総務省から、12月26日(金)に国土交通省から、それぞれ報告を求められていた鉄道コンテナ便(以下「コンテナ便」といいます。)の残留事故の再発防止策等につき、本日、両省に報告書を提出いたしました。  
このたびの件に関しまして、お客さまに多大なご迷惑をおかけし、郵便事業に対する信頼を損ねる事態をもたらしたことにつきまして改めて深くお詫び申し上げます。
2. 今回、再発防止策等について検討を行い、以下の内容を総務省及び国土交通省に報告いたしました。
  - (1) 運送委託事業者への対策
    - ア 運送委託事業者の業務報告の義務化  
運送委託事業者はコンテナ便の運送完了報告を原則毎日、差立支店に行っていますが、これらの運送完了報告を義務化します。
    - イ 残留点検の徹底  
運送委託事業者は、運送完了及び残留点検の実施状況を契約支社に対して、毎月1回、1ヵ月分をとりまとめて報告します。
  - (2) 運送委託事業者に対する管理監督の徹底  
弊社社員による運送委託事業者への訪問調査を年2回実施し、管理監督の徹底を図ります。
  - (3) 弊社での対策
    - ア 差立支店  
既定及び臨時コンテナ便を開設時には全てFAXにより到着支店に連絡します。また委託運送事業者からの運送完了報告により運送完了確認を行います。
    - イ 到着支店  
支店担当者及び役職者による日々の到着確認、監査を徹底します。また既定便及び臨時コンテナ便が到着した場合は到着情報を差立支店にFAXにより連絡します。
  - (4) 今後の対策  
コンテナ便を含むすべての運送便の発着管理等が確認できる運送便発着管理システムを構築します。
  - (5) 今回の事案に対する対処方針
    - ア 運送委託事業者(中央通運株)に対して以下の措置を行います。
      - ① 本件事故により弊社に生じた損害額の請求
      - ② 違約金の徴収
      - ③ 契約している全便(代替事業者を確保できない便を除く)を平成21年1月31日付けで解除
    - イ 弊社におきましても本件を重く受け止め、既に代表取締役会長、代表取締役社長等については、それぞれ報酬月額10分の1、1ヵ月分を自主的に返納しておりますが、加えて、関係者についても、平成21年1月23日付けで訓戒等の処分を執行しました。

以上